

## 阿賀野市地域公共交通協議会規約の一部を改正する規約（案）

阿賀野市地域公共交通協議会規約の一部を次のように改正する。

別表中

「

法第6条第2項第3号委員	公安委員会	新潟県 阿賀野警察署	交通課長
	地域公共交通の利用者代表	阿賀野市老人クラブ連合会	会長
		阿賀野市PTA連絡協議会	会長
	学識経験者	長岡工業高等専門学校	環境都市工学科教授
	その他必要と認める者	国土交通省 北陸信越運輸局	交通政策部 交通企画課長
		国土交通省 北陸信越運輸局 新潟運輸支局	首席運輸企画専門官
		新潟県 新発田地域振興局	企画振興部長
		五泉市	企画政策課長
		阿賀町	まちづくり観光課長
		日本労働組合総連合会 新潟県連合会 下越地域協議会	阿賀野支部長
		阿賀野市観光協会	会長
		水原商工会	会長
		安田商工会	会長
		笹神商工会	会長
		京ヶ瀬商工会	会長
		阿賀野市	商工観光課長 市長政策・市民協働課長 高齢福祉課長 学校教育課長

」を

「

法第6条第2項第3号委員	公安委員会	新潟県 阿賀野警察署	交通課長
	地域公共交通の利用者代表	阿賀野市老人クラブ連合会	会長
		阿賀野市PTA連絡協議会	会長
	学識経験者		
	その他必要と認める者	国土交通省 北陸信越運輸局	交通政策部 交通企画課長
		国土交通省 北陸信越運輸局 新潟運輸支局	首席運輸企画専門官
		新潟県 新発田地域振興局	企画振興部長
		五泉市	企画政策課長
		阿賀町	まちづくり観光課長
		日本労働組合総連合会 新潟県連合会 下越地域協議会	阿賀野支部長
		阿賀野市観光協会	会長
		水原商工会	会長
		安田商工会	会長
		笹神商工会	会長
		京ヶ瀬商工会	会長
		阿賀野市	商工観光課長 市長政策・市民協働課長 高齢福祉課長 学校教育課長

」に

改める。

附 則

この規約は、令和4年6月28日から施行する。